

食品廃棄物の不正転売問題

全産廃連 再発防止策

「実地確認」、委託契約書に明記

チェックリストも整備

愛知県の産業廃棄物処理業者ダイコーが委託された食品廃棄物を不正に転売していた問題を受け、全国産業廃棄物連合会（石井邦夫会長）は12日再発防止策を取りまとめ、環境省の鎌形浩史廃棄物・リサイクル対策部長に回答した。再発防止策では、廃棄食品が収集運搬・処分される行程を排出事業者が確認する「実地確認」を委託契約書に明記するとし、排出事業者と協力して適正処理の推進に取り組む姿勢を改めて強調した。また、実地確認の参考となるチェックリストを行政の協力を得て整備するとしている。



石井邦夫会長



鎌形浩史部長

再発防止策は、先月20日付の廃棄物・リサイクル対策部長の協力要請を受けたもの。全産廃連は、今回の廃棄食品の転売事件は「産業廃棄物処理業界に対する信頼を失墜させる深刻な問題」であり、「ダイコーが愛知県産業廃棄物協会の会員であることから極めて重く受け止めて」いるとし

具体的な再発防止策については、産業廃棄物処理業者における措置として、廃棄物処理法で義務

た上で、「環境を守り、産業を支える」という基本を再認識し、全国の産業廃棄物協会と連携して、産業廃棄物処理業者等における再発防止の実施に努めるとしている。

排出事業者が実地確認を行う上で参考となるチェックリストを行政などの協力を得て整備するほか、適正な処理料金への理解の促進、廃棄食品の適正処理を業務管理する

導入等による見える化などの情報公開、適切な受入量と中間処理後の搬出量の総量管理をインターネットで明らかにするよう努めるとしている。さらに優遇認定を取得し環境経営を導入するとともに、処理に関する情報公開を積極的に進めていく

ことも挙げた。個々の産廃処理業者の取り組みに加え、全産廃連・都道府県協会が協力して、全国で「食品廃棄物適正処理推進研修会（仮称）」を開催し、会員企業をはじめ廃棄食品に関わる事業者の適正処理の確保と教育を行うとしている。

また全産廃連として、排出事業者が実地確認を行う上で参考となるチェックリストを行政などの協力を得て整備するほか、適正な処理料金への理解の促進、廃棄食品の適正処理を業務管理する

職員に対する資格制度の創設に取り組み考えを示した。一方、排出事業者には委託契約を締結する前、また委託後も少なくとも毎年一回以上は実地確認を行うよう努めるとともに、優遇認定を取得し環境経営を導入している処理業者への委託を図るよう提案。さらに、転売の恐れのある食品廃棄物の処理を委託する場合は、転売できない性状や荷姿になるよう改善、損傷させるなどの措置が必要であるとしている。